

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している飲食店等が実施する、「販売促進事業」の経費を、町が補助します。

大樹町飲食店等 販売促進事業補助金

対象事業者（業種）

- ①飲食店（食堂・居酒屋・喫茶店・バー・スナック・キッチンカー等）
- ②パン・菓子製造業 ③宿泊業
- ④小売業（不特定多数の町民等を対象に、対面で物品販売等を行っている店舗）

補助要件

以下、①～③の全ての要件を満たす者

- ①町内に事業所を有する中小企業者等
- ②町内に本店所在地を登記している法人または、町内に住所を有する個人事業者
※町外に住所を有する個人事業者であっても、大樹町商工会会員の場合は②の条件を満たすものとする。
- ③令和2年1月～12月までの売上げが、前年比10%以上減少している事業者

※2019年（H31年・R1年）中の創業者は「（創業翌月～R1.12までの売上） / （創業翌月～R1.12までの月数） × 12カ月」で算出した額を、2019年（H31年）1月～2019年（R1年）12月の売上げとみなすことができる。

補助額

上限10万円（補助率 10分の10）

申請期間

令和3年7月1日から令和3年10月31日まで

※交付決定後に着手すること

対象経費

新型コロナウイルスの影響を受けている対象事業者が、顧客を呼び戻すために行う取り組みに係る経費（ソフト事業に限る）。対象経費の主なものは、次に記載のとおり。

	対象経費例
広告宣伝費	チラシ・パンフレット・ポスター等の作成費用、ホームページの作成・修正費用、看板・のぼり旗の作成費用、商品画像撮影費用、POP作成費用、カタログ・メニュー表の作成費用、ノベルティ（ボールペン・タオル等）作成費用等
利用料・手数料	新聞折込費用、雑誌掲載費用、インターネット販売サイトへの出店料、物産展・展示会等への出店料等
消耗品費	テイクアウト用容器代等

補助対象期間

交付決定後～令和3年12月31日までに実施する事業
（申請期間は、令和3年7月1日～令和3年10月31日まで）

申請方法



※ 水色塗りつぶし の手続き等が、事業者の皆さんに行っていただく手続き等です。

申請・問い合わせ

大樹町役場 企画商工課 商工観光係 TEL：6-2114
大樹町商工会 TEL：6-2126